

平成18年 3月31日認可
平成20年 4月10日変更
平成21年 3月31日変更
平成23年11月 2日変更
平成24年 4月20日変更
平成25年 3月26日変更
平成26年 3月14日変更
平成26年11月20日変更
平成28年 3月 1日変更
平成29年 3月31日変更
平成30年 8月10日変更
平成31年 3月29日変更
令和 元年 9月27日変更
令和 2年 2月 4日変更
令和 2年 3月31日変更
令和 2年 7月17日変更
令和 3年 3月30日変更
令和 3年 9月24日変更
令和 4年 3月30日変更
令和 5年 1月30日変更
令和 6年 3月29日変更

首都高速道路に係る地域路線網に属する高速道路に係る業務実施計画

1 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名

本業務実施計画の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 都道首都高速1号線
- (2) 都道首都高速2号線
- (3) 都道首都高速2号分岐線
- (4) 都道首都高速3号線
- (5) 都道首都高速4号線
- (6) 都道首都高速4号分岐線
- (7) 都道首都高速5号線
- (8) 都道首都高速6号線
- (9) 都道首都高速7号線

- (10) 都道首都高速8号線
- (11) 都道首都高速9号線
- (12) 都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目35番から同都江東区有明までの区間
- (13) 都道首都高速11号線
- (14) 都道首都高速葛飾江戸川線
- (15) 都道首都高速板橋足立線
- (16) 都道首都高速目黒板橋線
- (17) 都道首都高速品川目黒線
- (18) 都道高速湾岸線
- (19) 都道首都高速湾岸分岐線
- (20) 都道高速横浜羽田空港線
- (21) 都道高速葛飾川口線
- (22) 都道高速足立三郷線
- (23) 都道高速板橋戸田線
- (24) 神奈川県道高速横浜羽田空港線
- (25) 神奈川県道高速湾岸線
- (26) 埼玉県道高速葛飾川口線
- (27) 埼玉県道高速足立三郷線
- (28) 埼玉県道高速板橋戸田線
- (29) 埼玉県道高速さいたま戸田線
- (30) 千葉県道高速湾岸線
- (31) 横浜市道高速1号線
- (32) 横浜市道高速2号線
- (33) 横浜市道高速湾岸線
- (34) 横浜市道高速横浜環状北線
- (35) 横浜市道高速横浜環状北西線
- (36) 川崎市道高速縦貫線
- (37) 一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

2 会社が行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容

- (1) 新設又は改築に係る工事(特定更新等工事を除く。)の内容
別紙1-1から別紙1-25のとおりとする。

(2) 修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容
別紙2のとおりとする。

3 特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額
別紙特1、別紙特2のとおりとする。

4 2及び3の工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

(1) 新設又は改築に係る工事（特定更新等工事を除く。）に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
別紙1-1から別紙1-25のとおりとする。

(2) 修繕に係る工事（特定更新等工事を除く。）に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
別紙3のとおりとする。

(3) 特定更新等工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
別紙特1から別紙特3のとおりとする。

5 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

別紙4のとおりとする。ただし、機構が首都高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第5号又は第8号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものとする。

6 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第8号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

別紙5のとおりとする。ただし、機構が首都高速道路株式会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第8号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付金の額は、機構が政府若しくは地方公共団体から受けた機構法第12条第1項第4号の出資金（首都高速道路株式会社の管理する高速道路に係る部分に限る。）又は地方公共団体から交付された同項第8号の補助金（災害復旧に係る部分を除き、首都高速道路株式会社の管理する高速道路に係る部分に限る。）に相当する額とする。

7 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

(1) 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容

高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(2) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付料の額

別紙6のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙7の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合には、別紙6の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合には、別紙6の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

(3) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間

それぞれの道路資産が機構に帰属した日から令和56年3月20日までとする。

8 機構の収支予算の明細

別紙8のとおりとする。

9 その他国土交通省令で定める事項

(1) 会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に関し必要な事項

機構は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、首都高速道路株式会社から報告を受けるものとし、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(2) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に関し必要な事項

機構は、首都高速道路株式会社の経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事にあつては、あらかじめ首都高速道路株式会社から提出され、機構が同意した修繕工事計画書又は特定更新等工事計画書に係る工事に限る。以下同じ。）に要する費用が縮減され、首都高速道路株式会社から申請書により助成金交付の申請があつた場合において、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときには、助成対象基準額（新設又は改築に係る工事にあつては別紙1-1から別紙1-25又は別紙特1の額、修繕に係る工事にあつては、修繕工事計画書又は特定更新等工事計画書に記載の額をいう。）から当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が首都高速道路株式会社から引き受けることとなるものの額を控除した額（首都高速道路株式会社の経営努力によるものと認められた部分に限

る。)の5割に相当する額を、助成金として首都高速道路株式会社に交付するものとする。

- ①当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が首都高速道路株式会社から引き受けることとなるものの額が助成対象基準額を下回るものであること。
- ②申請に係る工事に要する費用の縮減が首都高速道路株式会社の経営努力によるものであること。
- ③申請書の記載事項が適正であること。

添付書類

- 別添 1 都道首都高速 1 号線等に関する協定
- 別添 2 貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類
- 別添 3 推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類